

設計価格を算定する際の端数処理の規定が変わります！

1 要旨

工事又は業務における設計価格を算定する際の端数処理は、消費税相当額を加算する前の段階で、これまで千円単位で行っていましたが、今後、1万円単位に変更します。

この結果、消費税相当額を含む金額は、千円単位になります。

(例)

工事価格（消費税抜き） (旧) 5,225,000 円（千円単位）⇒ (新) 5,220,000 円（1万円単位）
請負工事費（消費税込み） (旧) 5,747,500 円（百円単位）⇒ (新) 5,742,000 円（千円単位）

2 改定内容

○ 工事価格及び業務価格(※1)

令和2年4月期以降に設計積算するものから、端数処理の単位を1万円とします。

(※1) 請負工事費等の算定に当たり、消費税相当額を加算する前の段階の価格

3 その他

○ 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定の端数処理は、従来どおり、浜松市低入札価格取扱要領に基づく算定により算出された価格（消費税相当額を加算する前の段階の価格）において、千円に満たない端数は切り捨てます。